

随意契約によることとした理由

1 件名

広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（図上訓練）の企画・運営支援等業務

2 業務概要

本市では、「広島市地域防災計画」、「広島都心地域都市再生安全確保計画」（以下、「安全確保計画」という。）及び「広島都心地域における帰宅困難者対応ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、官民が連携し、災害に強い安全・安心な都市機能の充実に取り組んでいる。

こうした取組の一環として、令和 6 年度に図上訓練、令和 7 年度に実地訓練を実施した結果、帰宅困難者の避難誘導の仕組みや関係機関等における情報共有の在り方について、課題が顕在化した。

本業務は、広島都心地域における帰宅困難者対応について、関係機関及び民間事業者等の連携体制及び対応手順の実効性を検証するため、図上訓練を実施するとともに、これまでの訓練結果を踏まえた課題の整理及び分析を行い、避難誘導の具体的手法及び関係者間の情報共有の改善を図ることにより、安全確保計画及びガイドラインの実効性の更なる向上を図ることを目的とする。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市中区小町 4 番 3 3 号

(2) 名称

公益財団法人中国地域創造研究センター

4 随意契約の根拠規定

- ☒ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
- ☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務の履行については、民間の専門知識、経験、ノウハウ、優れた企画等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、1 者から提案があり、「広島都心地域における帰宅困難者対応訓練（図上訓練）の企画・運営支援等業務プロポーザル審査委員会」において、審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び本市の物品売買等に係る随意契約ガイドライン「オ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当）に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。